

# 入札説明書

## 1 入札後資格確認型一般競争入札（設計・施工一括発注提案型総合評価落札方式）について

入札後資格確認型一般競争入札における設計・施工一括発注提案型総合評価落札方式（以下「総合評価」という。）は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わずに、入札書及び技術提案等を提出し、開札を行った後、入札参加者から一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出を受けて、入札参加資格を有することを確認した上で、技術提案等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、予定価格の範囲内のもののうち、評価値が最も高い者を落札決定し契約を締結するものである。

## 2 入札参加資格要件等

### (1) 入札参加者の構成

入札参加者の構成は、次のいずれかの形態とする。

- ア 単独企業
- イ 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という）
- ウ 建設企業と設計企業のグループ
- エ 共同企業体と設計企業のグループ

なお、設計企業は、複数でも構わない。

#### ※ 共同企業体の留意点

上記(1)のイ又はエの形態で参加する場合は、共同企業体運用準則（昭和62年中建審発第12号）に準拠すること。

共同企業体の構成員は、2者又は3者による自主結成方式とし、共同企業体協定書による共同施工方式とする。

#### ※ グループの留意点及び代表企業の選定

上記(1)のイ、ウ又はエの形態で参加する場合、次のとおり代表企業を定めるものとする。代表企業は、本大学の契約の相手方となる企業であり、代表企業以外のグループ構成員は、代表企業から直接業務を受託又は請け負う者とする。なお、代表企業は、本入札への参加手続きや落札者となった場合の契約協議など、本法人との調整・協議等における窓口役を担うものとする。

ア 上記(1)のイ又はエの形態で参加する場合、共同企業体の代表者が代表企業となる。

イ 上記(1)のウの形態で参加する場合、建設企業が代表企業となる。

ウ 上記(1)のイ、ウ又はエの形態で参加する場合、構成員のうち1者以上は広島市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。

### (2) 入札参加者に共通する参加資格要件

入札に参加しようとする者は、入札公告に掲げるもののほか、次に掲げる資格条件を全て満たす者とする。

- ・ 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市の指名停止措置を受けていないこと。
- ・ 広島市税を滞納していないこと。
- ・ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・ 入札公告に記載した予定価格以下の金額で入札することができること。
- ・ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）へ加入し、保険料の未納がないこと。
  - ① 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法による「届出」の義務を履行し、かつ、保険料に未納がないことを提出書類により確認する。（7の(9)を参照。）
  - ② 各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」を提出する。（7の(9)を参照。）
  - ③ 広島市競争入札参加資格者名簿等に工種「遊具」のみで登録している業者で建設業許可を受けていない業者は対象外とする。
- ・ 次のいずれにも該当していないこと。
  - ① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
  - ② 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
  - ③ 建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、広島市から当該法令等違反に対する改善・命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていない者
- ・ 公立大学法人広島市立大学建設工事競争入札取扱要綱第13条第3号イからオまでに規定する次のいずれにも該当していないこと。

- ① 明らかに法令等に抵触する恐れのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本法人の契約の相手方とすることについて不適当であると判断される者。
  - ② 広島市において、企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、同市の契約の相手方として不適当であると認められた者。
  - ③ 入札公告日の前1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効になった者。
  - ④ 本法人に対する債務の履行の見込みがないと認められる者。
- ・ 本件工事に係る公立大学法人広島市立大学国際学生寮（仮称）の整備に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務の受託者（日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がないこと。
  - ・ 入札参加者は、開札日の午後5時までに申請書等を提出することができること。
  - ・ 落札決定した後、契約を締結することができること。
- (3) 実施設計業務を行う者の参加資格要件

実施設計業務を行う者は、次のアからエの要件を全て満たすこと。実施設計業務を行う者が複数の場合は、少なくとも1者は、次のアからエの要件を全て満たし、その他の者はア及びイの要件を満たすこと。

ア 平成27・28年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係コンサルタントの「建築一般」で認定されていること。

イ 建築士法第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 平成13年4月1日以降に業務が完了した、次の要件を満たす実施設計業務及び工事監理業務を元請として履行した実績があること。なお、設計共同体での設計の場合は、代表者として設計実績があること。実施設計業務の履行実績については、実施設計図による建設業務が完了していない場合でも、実施設計の完了を証明できる書面等の提出により、実績として認める。

- ・ 延床面積が1,300平方メートル以上の寄宿舎及び共同住宅等（寄宿舎及び共同住宅に準ずる施設を基本とする）の実施設計及び工事監理

エ 実施設計業務全体の管理技術者（以下「管理技術者」という。）として次の要件を満たす者を配置できること。なお、管理技術者は実施設計の主任技術者（以下「設計主任技術者」という。）と兼任することができる。

- ・ 実施設計業務を行う企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
- ・ 一級建築士の資格を有すること。
- ・ 実施設計業務に、設計の責任者として業務開始から業務完了まで、又は当該設計の主要期間に従事した実績を有すること。

(4) 施工業務を行う者の参加資格要件

施工業務を行う単独企業又は代表企業は次のアからサの要件を全て満たすこと。また、共同企業体における代表企業以外の構成員は、ア、イ及びクの要件を満たすこと。

ア 平成27・28年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。

イ 建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

ウ 基準日直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。

エ 平成13年4月1日以降に工事が完了し、引渡し済んだ次の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。

（単独企業で入札参加する場合）

- ・ 延床面積が2,100平方メートル以上の集合住宅等の建築一式工事（新築、改築、増築の部分）

（共同企業体で入札参加する場合）

- ・ 代表企業：延床面積が1,300平方メートル以上の集合住宅等の建築一式工事（新築、改築、増築の部分）
- ・ その他構成員：延床面積が800平方メートル以上の集合住宅等の建築一式工事（新築、改築、増築の部分）

オ 本業務の総括責任者として次の要件を満たす者を契約日から竣工・引渡し日まで配置できること。総括責任者は、本業務全体の総括責任を担う者として、実施設計業務における管理技術者及び設計主任技術者並びに施工業務における現場代理人、監理技術者及び主任技術者を総括し、実施設計業務及び建設業務に関し、相互調整を行う。

なお、総括責任者は、現場代理人又は監理技術者と兼任することができる。

- ・ 単独企業又は共同企業体の代表企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
- ・ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。
- ・ 建築一式工事（新築、改築、増築の部分）において、現場代理人又は監理技術者のいずれかの立場で着工から竣工まで、又は当該工事の主要期間に従事した実績を有すること。

カ 本業務の現場代理人として次の要件を満たす者を施工業務の開始から施工業務の完了まで専任で配置できること。

- ・ 単独企業又は共同企業体の代表企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
- ・ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。

キ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を施工業務の開始から施行業務の完了まで専任で配置できること。

- ・ 単独企業又は共同企業体の代表企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
- ・ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。

ク 本業務の主任技術者として次の要件を満たす者をその職能が必要とされる期間、専任で配置できること。

- ・ 単独企業又は共同企業体の代表企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
- ・ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。

ケ 公立大学法人広島市立大学建設工事競争入札取扱要綱第13条第5号アに規定する次の規定に該当していないこと。

- ・ 当該工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく前年完成工事平均成績（1月から3月までの間に通常型指名競争入札に参加できる者を選定するときは前々年完成工事平均成績とし、告示附則4に基づく企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査又は告示附則6に基づく企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。以下この号において同じ。）が60点未満である者。

コ 工事を受注した場合において、工事を施工するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。）の全てにおいて、公立大学法人広島市立大学建設工事競争入札取扱要綱第27条第1項各号に掲げる者がその相手方となることがないように、必要な措置を講ずることができること。

サ 工事を受注した場合において、工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講ずることができること。

#### (5) その他

入札公告に掲げる入札参加条件等及び本入札説明書に掲げる事項を満たさない者のした入札は、当該入札を無効とする。

### 3 総合評価に関する事項

別紙のとおり。

### 4 基本計画書の閲覧、交付及び質問等

#### (1) 基本計画書の交付

以下のとおり、基本計画書を交付する。なお、基本計画書の交付を受けることができる者は、広島市の競争入札参加資格を有する者に限る。

ア 交付期間 公告の日から平成28年6月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 交付時間 午前8時30分から午後5時まで

ウ 交付場所 〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

広島市立大学事務局企画室（企画グループ）

TEL 082-830-1666

e-mail: kikaku@office.hiroshima-cu.ac.jp

#### (2) 基本計画書に対する質問等

次のとおり受け付ける。なお、質問書は、広島市立大学のホームページからダウンロードできる。

ア 受付期間 公告の日から平成28年6月24日（金）午後5時まで

イ 受付場所 前記4-(1)-ウのとおり

ウ 受付方法 「質問書及び質疑応答書」に記入の上、前記4-(1)-ウに持参又は郵送（期限内必着）すること。電送による提出は認めない。共同企業体の構成員となるべき者が単体で提出してもかまわない。

※持参する場合は、受付期間の末日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

※郵送する場合は、配達証明付き書留郵便等に限り、受付期間の末日までに必着のこと。

(3) 質問に対する回答

前記(2)の質問に対する回答は、質問を受け付けた日以後において、質問者にメール等で直接回答するとともに、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 公告の日から平成28年7月12日(火)まで。

イ 閲覧場所及び問い合わせ先

前記4-(1)に同じ。併せて、広島市立大学ホームページにも掲載する。

## 5 入札の方法

入札に参加する場合は、次の(1)から(4)までに掲げる書類(以下「入札書等」という。)を配達証明付き書留郵便等により、入札公告に定める送付期限までに郵送(必着)すること(別図「入札書等の郵送方法」参照)。

入札書等が送付期限までに到達しなかった場合は、無効とする。

また、郵送する封筒には、入札書に押印すべき印鑑と同じ印鑑(届出した使用印)で封印し、封筒の表に「広島市立大学国際学生寮(仮称)新築工事に係る入札書等在中」と朱書きすること。

(1) 入札書

入札書は定型封筒(長形3号又は長形4号(JIS規格))に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑(届出した使用印)で封印すること。封筒の表に「広島市立大学国際学生寮(仮称)新築工事に係る入札書在中」と表示し、会社名を記載(いずれも黒色で可)すること。なお、入札書の日付は作成日を記載すること。

(2) 委任状

入札は原則として「代表者又は継続して委任を受けている者(支店長、営業所長等)」により行うこと。

やむを得ず代理人により入札を行う場合は委任状(広島市立大学ホームページに掲載)を(1)の封筒に同封すること。この場合、入札書の入札者記名押印欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

(入札者記名押印欄の記載例)

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

(3) 工事費等内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した工事費等内訳書(表紙に押印すること)を、積算金額が他の者に知られないよう、封筒に入れるか又は包装して封印したうえ、入札書と一緒に郵送すること。なお、工事費等内訳書は、入札書記載金額に対応した(金額が一致している)ものであること。また、工事費等内訳書が無効事由に該当するときは、その入札を無効とする。

(4) 技術提案

技術提案提出書等(様式10、10-1~10-3)を入札書に添付して送付すること。

技術提案については、実施要領書のとおり。

なお、技術提案を提出しなかった者の入札は無効とする。

また、提出された技術提案の撤回又は差替えは認めない。

(5) 送付先

〒731-3194

広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

公立大学法人広島市立大学理事長(企画室) あて

※「親展」(朱書き)とすること。

(6) その他

送付された入札書、工事費等内訳書及び技術提案の撤回又は差替えは一切認めない。

## 6 入札(開札)日時及び場所

入札公告に記載したとおり。

## 7 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成

次の(1)から(11)に掲げる書類(以下「申請書等」という。)について、申請者自らが入札参加資格を有していることを証することができるよう作成し、これらを左綴じた上で、1部作成すること。

作成した申請書等は持参すること(「9 一般競争入札参加資格確認申請書等及び共同企業体競争入札参加資格申請書等の持参及び提出」参照)。

申請書等は、広島市立大学のホームページから入手できる。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)(様式1-2)(様式1-3)

ア 「業者コード」、「認定工種」及び「等級」欄には、広島市から既に通知済みの平成27・28年度広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書及び広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格認定通知書に従い記入すること。「許可区分」、「本店所在地」欄は該当するものに○印をすること。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入状況を確認するためには、開札日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

なお、入札参加条件の「等級区分等」において、総合評定値の点数を条件としている場合や「年間平均完成工事高」において、年間平均完成工事高の条件がある場合は、同じく開札日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにより確認する。共同企業体の場合は、構成員全てについて添付すること。

(3) 施工実績調書（様式2-1）

ア 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

イ 入札公告に記載した入札参加条件の会社の施工実績に該当する工事のうち、代表的な工事を記載（最高2件まで）すること。入札公告で特に明記していない限り、1件の工事で条件を満たしていなければならない。

ウ 建設工事の種類は、施工実績に記載する建設工事の種類を建設業法第2条別表の建設工事の種類で記載（該当する工種があるものは✓印）すること。

エ 記載された施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されているデータ（以下「竣工時カルテ」という。）の写しを添付すること。

ただし、竣工時カルテの写しを添付することができない（CORINS登録対象工事以外）場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること（いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等（以下「設計図等」という。）も併せて添付すること。民間工事の場合の証明方法は以下のとおり。

※民間工事の場合の証明方法は、次の①又は②による。

① 施工実績証明書

a 工事監理を行った者が発行した実績証明書（工事監理者が当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出すること。）

b 上記aが提出できないときは、注文者（施主）が発行した実績証明書

② 契約書（注文書又は請書を含む。）の写し

注文者（施主）による原本確認及び竣工確認があるもの

文例）「この契約書（請書）の写しは、原本と相違ありません。また、契約書（注文書）の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者（施主）による記名押印があるもの。

①、②のいずれの場合も施工実績において、入札参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。また、証明の内容に虚偽があった場合は、請負人である一般競争入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名押印すること。

文例）「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあつた場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」（記名押印）

また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（竣工時カルテの写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）。

※平成18年6月1日以降に完了した広島市が発注した工事で、成績評定が60点未満のものは、会社の施工実績として認めないので注意すること。

(4) 設計業務実績調書（様式2-2）

ア 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

イ 入札公告に記載した入札参加条件の会社の業務実績に該当する業務のうち、代表的な業務を記載（最高2件まで）すること。入札公告で特に明記していない限り、1件の業務で条件を満たしていなければならない。

ウ 記載された業務実績の確認資料として、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計実績情報サービス（TECRIS）」に登録されているデータ（以下「業務カルテ」という。）の写しを添付すること。業務カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること（いずれの場合であっても、入札参加条件とした業務実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計書及び仕様書等（以下「設計書等」という。）も併せて添付すること。）。

(5) 配置予定技術者等調書

【実施設計業務を行う者】（様式3-1-1）

ア 入札公告の入札参加条件の「技術者等」欄に配置予定技術者調書の提出は不要である旨の記載がある場合は、

配置予定技術者調書の提出はしないこと。

- イ 入札公告に記載した入札参加条件の技術者等に該当する技術者（開札日の前日以前に雇用関係がある者に限る。）を記載すること。なお、申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。
- ウ 技術者の業務経歴は、上記7(4)イに準じて記載し、7(4)ウに準じて確認資料を添付すること。
- エ 記載された配置予定技術者の資格等の確認資料として、技術検定合格者証明書等当該資格を証明するものの写しを添付すること。ただし、実務経験による技術者の場合は添付する必要はない。実務経験による技術者については、実務経歴書（様式3-2-1）を提出すること。
- オ 記載された配置予定技術者の雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。
- カ 落札した場合は、配置予定技術者を必ず本件業務に着手から完成まで（委託期間が変更された場合は変更後の委託期間末まで）配置すること。ただし、病気、退社等本法人がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない（場合によっては、事情聴取を行う。）。

**【施工業務を行う者】**

- ア 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。
- イ 配置予定技術者等調書（様式3-1-2）を提出すること。
- ウ 入札公告に記載した入札参加条件の技術者等に該当する主任技術者又は監理技術者を記載すること。また、「予定下請契約金額」欄へ見積時点又は申請書提出時点での下請予定総額を記載すること。下請予定総額が3,000万円（建築一式工事にあつては、4,500万円）以上となる予定である場合は、監理技術者とする。主任技術者とする場合は、当該金額以上の下請契約はできないので注意すること。  
なお、申請書等の提出時に配置予定技術者等が特定できない場合には、複数の配置予定技術者等を認めるが、この場合、配置予定技術者等ごとに別葉とすること。
- エ 技術者の施工経験は、7(3)イに準じて記載し、7(3)エに準じて確認資料を添付すること。
  - ①技術者に求める施工経験は、施工時の立場（役割、所属会社等）を問わない（現時点で、監理技術者や主任技術者になり得る資格を有していれば構わない。）。
  - ②技術者に求める施工経験の工事完了年月日は問わない（平成13年4月1日前でも構わない。）。
  - ③技術者の施工経験は、役割別に次のとおり認める。
    - ・ 現場代理人、監理技術者又は主任技術者が全工事期間従事していれば、当該工事期間内の全工種。
    - ・ 現場代理人、監理技術者又は主任技術者が一部工事期間従事していれば、当該工事の従事期間内の工種。ただし、対象工種の工程期間の1/2超又は3か月以上従事していること。
    - ・ 専門技術者又は担当技術者が一部期間従事していれば、当該工事の従事期間内の担当工種。ただし、対象工種の工程期間の1/2超又は3か月以上従事していること。
  - ④施工経験が確認できるCORINSの竣工時カルテの写しを提出すること。竣工時カルテの写しが提出できない場合は、実績証明書又は契約書の写しを提出すること（なお、いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工経験の具体的な内容を確認するため必要な設計図等（設計図書、仕様書等）及び提出書類等（発注者へ提出した技術者届、工程表等）の写しを提出すること。民間工事の場合の証明方法は以下のとおり）。  
※民間工事の場合の証明方法は、次のa又はbによる。
    - a 実績証明書
    - b 受注者が発注者（施主）に提出した技術者選任通知書等の写し
- オ 記載された配置予定技術者等の資格等の確認資料として、設計図等のうち「現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係及び本人確認について（配布用）」の2雇用関係の確認方法に記載した証明書類を添付すること。  
また、技術検定合格者証明書又は監理技術者資格者証の写し（表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認すること。）も併せて添付すること。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。  
なお、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者にあつては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。技術検定合格証明書の場合にあつては、雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。実務経験による技術者にあつては、実務経歴書（様式3-2-2）及び雇用関係を確認できるものの写しを提出すること。
- カ 落札した場合は、配置予定技術者等を必ず本件工事に着手から完成まで（工期が変更された場合は変更後の工期末まで）配置すること。ただし、病気、退社等本法人がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない（場合によっては、事情聴取を行う。）。  
なお、契約日までの間において、公告に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者等の変更をすることができる。ただし、落札決定後契約日までの間に変更する場合、変更後の配置予定技術者等について雇用関係が要件を満たさない場合等により配置予定技術者等を設置できないときは、契約締結をすることができないため、19その他の(6)に該当することとなるので注意すること。
- キ 専任を要する主任（監理）技術者及び現場代理人は、契約日において、他の工事に監理（主任）技術者、現場代理人等として配置されていないこと（工事の完成・引渡しを終了していること。）。
- ク 専任を要する主任（監理）技術者の恒常的雇用関係は、開札日以前に3か月以上の雇用期間があること。

ケ 専任を要しない主任技術者及び現場代理人の雇用関係は、開札日の前日以前に雇用関係があること。  
コ 出向者や派遣社員は技術者になれない。また、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者は専任を要する主任（監理）技術者にはなれない。

また、出向者、派遣社員、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者は現場代理人になれない。

サ 鋼構造物工事又は機械器具設置工事等に配置を予定する技術者は、製造及び架設（設置）のそれぞれ別の技術者を配置することができる。この場合、配置予定技術者調書は別々に作成するものとする。

(6) 資本的関係・人的関係調書（様式4）

ア 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

イ 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること（記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者）。

① 親会社と子会社

② 親会社が同一である子会社

③ 代表権を有する者が同一である会社

④ 役員が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）

⑤ 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社

⑥ 上記①から⑤までが複合した関係にある会社

⑦ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社

⑧ 社員が他の会社の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社

⑨ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を取ることがあるので、注意すること。

ウ 公立大学法人広島市立大学国際学生寮（仮称）の整備に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務の受託者（日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある業者は入札に参加できない。

エ この書類を提出したことにより、イのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が同一の入札に参加したときは、これらの者が行った入札を全て無効とする。

(7) 広島市税の納税証明書（写し）

「平成〇〇年〇月〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写しを添付すること。

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書の請求方法等については、広島市のホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「各種様式集」→「工事・建設コンサル」→「（工事・コンサル）入札等に参加するための納税証明書について」を参照すること。

※納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

・資格確認申請書提出日が平成28年5月2日の場合 ⇒平成28年2月2日以降の証明年月日のもの

(8) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写しを添付すること。（電子納税証明書は不可）

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm>を参照すること。

※納税証明書の有効期限については(7)の例を参照のこと。

(9) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等

証明書類等の詳細については、広島市のホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

①加入

・各保険の加入状況を確認するためには、開札日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

・各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、広島市ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

・なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」（社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等に参考様式として別添6あり）を提出すること。

②未納がないことの確認

- ・過去2年間の保険料を対象（加入期間が2年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないこと  
の証明書の写し（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）を提出すること。  
ただし、労働保険（雇用保険）の証明書類において、その証明日が提出日の3か月以上前のものであっても、  
広島労働局が発行する有効期限が記載された証明書については当該有効期限まで提出を有効とする。
  - ・証明書によらない場合等その他の確認方法については、広島市ホームページの「社会保険・労働保険加入等に  
係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
  - ・なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。
- ※証明書の有効期限については(7)の例を参照のこと。

(10) 総合評価に関する調書

総合評価に関する調書（様式11）を添付すること。

(11) その他必要となる添付書類

- ア 入札公告に記載した入札参加条件の「等級区分等」又は「工事成績等」において、前年の完成工事平均成績及び前々年の完成工事平均成績を条件としている場合、広島市（都市整備局技術管理課（広島市役所本庁舎6階））発行の「完成工事平均成績の開示」の写しを添付すること。
- イ 入札公告に記載した入札参加条件の「工事成績等」において、災害関連工事の実績を条件としている場合、広島市発注の受注実績を確認できるものの写しを添付すること。
- ウ その他入札公告等で必要とされた書類を添付すること。

## 8 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の作成

入札公告に記載した工事に係る共同企業体を結成した場合は、次により、共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式5）、委任状（様式6）、共同企業体協定書（様式7）、承諾書（様式8）及び委任状（各構成員用）（様式9）（以下「共同企業体申請書等」という。）を必要部数作成（袋綴じ）すること。

【作成部数】

- ・共同企業体の構成員の数が2者の場合 3部（本法人提出用1部、各構成員保管用2部）
- ・共同企業体の構成員の数が3者の場合 4部（本法人提出用1部、各構成員保管用3部）

なお、共同企業体の各構成員は、共同企業体申請書等の袋綴じ部分に割印を、また、各ページに捨印をそれぞれ押印すること。

(1) 共同企業体の結成方法

自主結成方式とする。構成員の数は2者又3者とする。

(2) 共同企業体の協定方式

建設工事共同企業体協定書による共同施工方式とする。

(3) 共同企業体の出資割合

- ア 共同企業体の各構成員の出資割合は以下のとおりとする。
  - ・構成員数が2者の場合 1者につき100分の30以上
  - ・構成員数が3者の場合 1者につき100分の20以上
- イ 代表者の出資割合は他の構成員の出資割合を下回らないこと。

(4) 注意事項

- ア 代表者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の当該工種に係る総合評定値は、他の構成員の同総合評定値を下回らないこと。
- イ 共同企業体の名称はできるだけ簡略化すること。  
 (例) 構成員が「(株)〇〇建設」と「(株)△△組」の場合  
 (共同企業体の名称) 「〇〇・△△建設工事共同企業体」（28文字以内とすること）  
 ※構成員の数が3者以上の場合もこれに準じた名称とすること。
- ウ 同一者が2以上の共同企業体の構成員として入札参加(下請負人となる場合を含む。)することはできない。また、共同企業体の構成員が単独企業として入札参加(下請負人となる場合を含む。)することはできない。
- エ 共同企業体は入札書を送付する日までに成立していなければならないので、各様式の作成年月日（様式7の第4条中、共同企業体成立年月日も含む。）は、入札公告の日以後で入札書を送付する日までのなるべく早い日とすること。

## 9 一般競争入札参加資格確認申請書等及び共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出

(1) 申請書等の提出者

開札終了後、有効な入札を行った入札参加者の全てを申請書等(総合評価に関する調書を含む。共同企業体の場合は、共同企業体申請書等を含む。以下同じ。)の提出者とする。

(2) 申請書等の提出

有効な入札を行った入札参加者は、申請書等(総合評価に関する調書を含む。)を、所定の期限までに提出すること（電話連絡はしない。）。

- ・提出された申請書等の撤回又は差替えは認めない。なお、本法人から申請書等の一部について、追加提出を求める場合がある。



・提出期限は、開札日の午後5時まで。

提出場所は、入札公告に記載した工事担当室へ持参すること。ただし、契約担当室から別途指示のある場合は、その指示による。

※提出のあった申請書等について、記載漏れ等について簡単に確認し、受理するが、入札参加条件を満たしているかどうかは、後日書類を精査し、所定の手続を経た後、入札参加資格確認の有無を審査するので、申請書等の提出が完了したことをもって入札参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

(3) 申請書等の未提出者及び不備のある申請書等の提出による入札参加制限等

正当な理由がなく申請書等(総合評価に関する調書を含む。)を提出しなかったことにより当該入札が無効となった者及び正当な理由がなく不備のある申請書等(総合評価に関する調書を含む。)を提出したことにより当該入札が無効となった者など入札参加条件を満たしていない者は、当該入札を無効(非確認)とした日の翌日から起算して1か月間、入札に参加できない。

また、既に入札に参加していた場合においても、入札に参加できない期間中に入札参加資格確認をする場合又は入札参加資格確認の対象となった場合は、当該入札を無効とする。

※「正当な理由」とは、不可抗力その他正当な理由のこと(天災等)であり、勘違い、失念等による場合は正当な理由と認めない。

## 10 総合評価に関する調書の提出

総合評価に関する調書(様式11)を9の申請書等に添付して申請書等の提出期限までに提出すること。

なお、評価項目に該当するものがない場合(評価項目に該当するものがあるが提出しない場合も含む。)も提出すること。本件調書を提出しない場合は入札を無効とする。

また、提出された提出書類の撤回又は差替えは認めない。

## 11 一般競争入札参加資格の確認結果

入札参加資格確認後、入札参加資格確認結果通知書を入札参加者全員に送付する。入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格確認結果の通知を行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

入札公告に記載したとおり。

契約日までに契約保証金の納付又は金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結(以下「保証等」という。)に係る証書の提出をすること。

## 13 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書記載金額

ア 入札書に記載した金額に、当該金額の100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して得た額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

イ 入札書に記載された金額は、基本計画書等をもとに見積られたものであり、受託者の責務としてコストコントロールを行い、契約を行うものとする。基本計画書、説明書及びこれらに対する質疑応答書等、契約までに本法人が指示した事項は、全て見積書に含めること。万一、実施設計段階および施工段階で、見積落ちがあった場合でも追加発注及び追加精算は行わないものとする。

ウ 本法人が有効と判断した技術提案を採用することし、落札価格に、採用された技術提案額を反映した価格を契約希望金額とする。

エ 最低制限価格基準額は設定しない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した予定価格を越える金額で提出した者の入札、入札参加条件のない者のした入札、申請書等(総合評価に関する調書を含む。)に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する諸条件(入札公告、入札説明書及び基本計画書並びに諸法規等)に違反した入札は無効とする。

(4) 入札回数は1回限りとする。

(5) 開札の立会い

開札への立会いは求めない。開札の立会いは、1者に付き1人を認める。なお、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1者につき1人を認める。

(6) 落札者の決定方法

入札公告に記載したとおり。

- 14 **技術提案等についてのヒアリング並びに技術提案等の評価**  
実施要領書に基づき行う。
- 15 **落札者の決定**  
入札公告のとおり。なお、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじを引いて落札者を決定する。
- 16 **本件工事の設計・施工内容に関する問合せ先**  
入札公告に記載したとおり（工事担当室）。
- 17 **本件工事の入札手続等に関する問合せ先**  
入札公告に記載したとおり（契約担当室）。
- 18 **本件工事の施工に当たって**
- (1) 本件工事の施工に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市建設工事請負契約約款等の規定を遵守しなければならない。
  - (2) 2に掲げるとおり、公立大学法人広島市立大学建設工事競争入札取扱要綱第27条第1項各号に掲げる者が、全ての下請契約等において、その当事者として選定されないことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  
また、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者又はその役員等のうちに暴力団員等若しくは暴力団関係者がいる事業者が、本件工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。  
なお、上記に掲げる事業者が本件工事を施工するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件工事の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。
  - (3) 本件工事の施工に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本法人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。
- 19 **その他**
- (1) 入札参加者は、公立大学法人広島市立大学契約規程、広島市建設工事請負契約約款及び設計図等その他に定める契約条件に従い、入札すること。
  - (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
  - (3) 基本計画書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用しないこと。
  - (4) 入札参加及び申請書等の作成等に要する費用は申請者（提出者）の負担とする。その他、入札参加者の行為により入札の公正性に疑義を生じたとき又は本法人が入札を中止したときも同様とする。また、提出された申請書等は返却しない。
  - (5) 入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。
  - (6) 落札者が決定した後、契約を締結することができなかつたとき及び正当な理由なく契約締結をしなかつたときは、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定額の5パーセント）を請求する。
  - (7) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがある。この場合、広島市立大学のホームページに掲載するので入札前に確認すること。
  - (8) この入札説明書に記載した提出すべきもの等については、広島市立大学のホームページ（<http://www.hiroshima-cu.ac.jp/>）からダウンロードすること。